

信書便制度説明会の開催

日時：平成28年11月16日（水）午後2時～午後4時

会場：岩手県民会館 4階 第1会議室

岩手県盛岡市内丸13-1

費用：参加費無料



通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月から信書便法が施行となり、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者が信書便事業へ参入し、創意工夫を凝らした信書の送達サービスが提供されています。

本説明会では、第1部で信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、第2部では信書便事業参入の手續等について説明します。

この機会に是非ご参加いただき、信書とは何か、信書便事業とはどのようなものかについて、より多くの方々にご理解いただくために説明会を開催いたします。

【内容】

第1部（ご利用者向け） 午後2時～午後3時

- 1 信書便制度の概要
- 2 信書の定義及び信書の該当・不該当の具体例
- 3 信書便事業の現状とサービス（利用）事例

第2部（事業参入ご希望者向け） 午後3時10分～午後4時

- 1 特定信書便事業の規律
- 2 特定信書便事業の申請書類と記載事項
- 3 事業開始以降の遵守事項

【申込方法】

(1) 電子メールによるお申込

件名を「信書便制度説明会参加希望」とし、本文に別紙2の参加申込書の必要事項を入力し、「tohoku-shinshobin@soumu.go.jp」宛に送信してください。

(2) FAXによるお申込

別紙2の参加申込書に必要事項を記入し、次の宛先に送信してください。

東北総合通信局 信書便監理官 FAX：022-221-0612

(3) 受付期間

平成28年11月4日（金）までとしますが、定員40名になり次第、締め切らせていただきます。

【お問い合わせ】

総務省 東北総合通信局 町田信書便監理官 電話：022-221-0631